令和７年度　見附市奨学生募集および貸与について

趣　旨

教育の機会均等を図るため、学業に優れ、かつ心身ともに健全であって、経済的理由により修学困難と認められる者に対し奨学金を貸与するとともに、本市の発展に寄与する有能な人材を育成することを目的とします。

募集・選考・決定について

１　募集対象者

出身学校長または在籍学校長が適当と認め推薦した者で、次の各号に該当する者

(1) 専修学校の専門課程（専門学校）に在学する者
　短期大学に在学する者
　大学に在学する者
　大学院（前期課程）に在学する者
　※令和７年４月からの在学見込の者を含む
　※大学の通信教育部・別科、大学院（後期課程）、大学の付属施設、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、各種学校、防衛大学校等は対象としません。

(2) 市内に１年以上居住する世帯の子弟であること。

(3) 修学の意欲が旺盛で、将来善良な社会人となるにふさわしい志操及び健康を具えていること。

(4) 奨学金を受けなければ本人の修学が困難であること。

２　受付期間　　**令和７年１月６日（月）から令和７年２月７日（金）**
※郵送の場合は当日消印有効

３　採用予定人数　　**１２名程度**

４　選考基準

(1) 本人の父母又はそれに代わる者（父及び母。母子世帯の場合は母。父子世帯の場合は父。前記以外の場合は後見人）の所得が別表第１（４～６ページ参照）の収入基準額以下であること。

(2) 学業に優れ、かつ心身ともに健全であると認められる者

５　奨学生の選考方法、採用の決定及び通知

見附市奨学生選考審査会で選考を行い、その可否について申請者に通知します。（３月初旬頃通知予定）

※申請書の記入内容や審査結果について、在学校に確認・通知する場合があります。

６　申請時に提出する書類

(1) 奨学金貸与申請書（別記様式第１号）

(2) 奨学生推せん書（別記様式第２号）
　※出身学校または在籍学校から発行してもらってください。

(3) 認定所得金額計算書（指定様式）
　※年間の授業料がわかる資料を添付してください。

(4) 成績証明書
　※1年生（見込の者を含む）は、卒業後５年以内の高等学校等の全学年の成績証明書
　※2年生以上は、在学する学校の成績証明書

※1年生で高等学校卒業程度認定試験合格者については、今年発行された合格成績証明書（科目の一部免除を受けた場合は、免除を受けた科目の成績証明書も必要）

(5) 令和６年分の源泉徴収票または確定申告書等の写し
※父及び母、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、前記以外の場合は後見人のもの。
※前年の所得の申告をしていない人は、市役所市民税務課で所得申告を行ってください。

(6) 在学証明書（原本）または合格証明書（写し）
※令和７年度入学予定者のうち、進学先の合格発表が申込期限より後になる場合は、合格発表後速やかに提出してください。

(7) 住民票抄本または住民票除票の抄本または住民票謄本
※市内に１年以上居住していることの証明です。本人（除票可）と父母等の抄本を添付ください。住民票謄本（世帯全員）でも結構です。

(8) その他、世帯の状況によって証明書類等が必要な場合があります。

★提出していただいた書類は、奨学生の選考や連絡に使用します。また、提出書類は返却いたしません。

７　決定後の手続きについて

採用された場合は、採用の通知と一緒に下記の書類を送付しますので、期限までに提出してください。提出がない場合は、奨学金を貸与することはできませんので注意してください。

【提出書類】

(1) 誓約書（別記様式第３号）
(2) 奨学金借用証書（別記様式第４号）
(3) 印鑑登録証明書（父母等と保証人。市の窓口で発行してもらってください。）
(4) 銀行口座振替依頼書（指定様式）
(5) 生活状況報告書（指定様式）
※保証人について：貸与を受ける場合、父母等を保証人とする必要があります。

８　申請書提出先・問い合わせ先

〒954-8686
見附市昭和町２丁目１番１号　見附市教育委員会　学校教育課
電話　0258-62-1700　内線 432　　Fax　0258-63-5003

★申請書様式は、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、見附市のホームページからダウンロードして記入してください。

貸与・返還等について

１　貸与の対象

出身学校長または在籍学校長が適当と認め推薦した者で、次の各号に該当する者

(1) 専修学校の専門課程（専門学校）に在学する者
短期大学に在学する者
大学に在学する者
大学院（前期課程）に在学する者
大学の通信教育部・別科、大学院（後期課程）、大学の付属施設、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、各種学校、防衛大学校等は対象としません。

(2) 市内に１年以上居住する世帯の子弟であること。
(3) 修学の意欲が旺盛で、将来善良な社会人となるにふさわしい志操及び健康を具えていること。
(4) 奨学金を受けなければ本人の修学が困難であること。

２　奨学金貸与額　　月額３万円（無利子）

３　貸与方法　　毎月末までに、指定口座へ振り込みます。

４　貸与期間

在学する学校における最短修業年限の終期までとする。

※短期大学等を卒業後、大学等に進学した場合も、新たに申請を行い、採用となれば、継続して貸与を受けることができます。ただし、継続して貸与を受けることができる期間は最長通算 9 年とします。

５　奨学金の返還について

貸与の終了した月の翌月から起算して 8 ヶ月を経過してから返還が始まります（通常は卒業した年の 12 月）。貸与を受けた期間の 2.5 倍に相当する期間以内に、年賦（12 月）または半年賦（6 月及び 12 月）にて返還します。

６　奨学金の返還の免除及び猶予について

(1) 奨学生または奨学生であった者が奨学金の返還を完了する前に死亡した場合や障害等で返還が困難な場合、申請により、奨学金の全部またはその一部の返還を免除する制度があります。
(2) 進学、疾病その他特別な理由により奨学金の返還が困難な場合、申請により、奨学金の全部またはその一部の返還を猶予する制度があります。

７　奨学金の返還特別免除について

奨学生が卒業後、見附市に住所を有し、かつ市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度があります。

【対象者】　①この奨学金を受けていた者
②見附市内に住所を有する者
③前年度に見附市に市民税を納付している者
④この奨学金の返還を怠ったことがない者

【免除額】　前年度に納付した見附市の市民税の 1/2 相当額（限度額 3 万 6 千円）
※年１回、12 月の返還分から免除します。

【免除期間】　返還開始後 7 年を超えない範囲内で、免除回数は 5 回までとします。

８　他の制度との併給について

見附市奨学金制度は、他の奨学金制度を利用していても貸与を受けることができます。ただし、他の制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

奨学生所得基準

本人の父母等(※1)の１年間の「認定所得金額」(※2)が「別表第１　収入基準額」以下であること。

『（１）収入基準額』≧『※2 認定所得金額＝（２）所得金額－（３）特別控除額』

※1 本人の父母等とは……父及び母、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、前記以外の場合は後見人

（１）収入基準額

世帯人員の人数により、収入基準額を求めること。

別表第１

世帯人員	収入基準額
２人	２８２万円
３人	３２８万円
４人	３５５万円
５人	３８２万円
６人	４０２万円
７人	４２２万円
８人	４４２万円

（備考）
世帯人員が８人を超える場合は、１人増すごとに 20 万円を世帯人員 8 人の収入基準額に加算する。

（２）所得金額

本人の父母等の金銭、物品などの１年間の総収入金額を次のア、イにより計算した金額をいう。

ア　給与収入の場合

年間総収入金額	給与所得金額
３２９万円以下の場合	０円
３３０万円から４００万円以下の場合	収入金額×０．８－２６３万円
４０１万円から８７８万円以下の場合	収入金額×０．７－２２３万円
８７９万円以上の場合	収入金額－４８６万円

（注）１万円未満は切り捨て。
（注）同一人で、２ヵ所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

イ　給与収入以外の場合
収入金額（又は売上高）から必要経費を差し引いた金額。

必要経費とは、事業所においては売上品原価と営業経費（雇入費、減価償却費、業務に係る公租公課費等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去１か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計である。
（注）１万円未満は切り捨て。

（３）特別控除額

下記の「別表第２　特別控除額表」に揚げる項目で、該当する合計金額を控除することができる。

別表第２　特別控除額表

<table>
<tr><th>区分</th><th>特別の事情</th><th colspan="5">特別控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="16">Ａ世帯を対象とする控除</td><td>⑴母子･父子世帯であること。</td><td colspan="5">４９万円</td></tr>
<tr><td rowspan="15">⑵就学者のいる世帯であること。
（児童・生徒・学生１人につき）</td><td colspan="5">小学校　８万円</td></tr>
<tr><td colspan="5">中学校　１６万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">学校の種別</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校</td><td>国公立</td><td>２８万円</td><td>４７万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>４１万円</td><td>６０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等専門学校</td><td>国公立</td><td>３６万円</td><td>５５万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>６０万円</td><td>８０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>５９万円</td><td>１０２万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>１０１万円</td><td>１４４万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国公立</td><td>１７万円</td><td>２７万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>３７万円</td><td>４６万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国公立</td><td>２２万円</td><td>６２万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>７２万円</td><td>１１２万円</td></tr>
<tr><td>⑶障害のある人のいる世帯であること。</td><td colspan="5">障害のある人１人につき　８６万円
（障害者手帳の写しなどの証明書類必要）</td></tr>
<tr><td>⑷長期療養者のいる世帯であること。</td><td colspan="5">療養のため経常的に特別な支出をしている金額。（証明書類必要）
診療代、治療代、医薬品代等に限る。食費等は対象としない。</td></tr>
<tr><td>⑸主たる生計支持者が別居している世帯であること。</td><td colspan="5">別居のため特別に支出している金額。ただし、７１万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td>⑹火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。</td><td colspan="5">日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。（証明書類必要）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ｂ本人を対象とする控除</td><td rowspan="2">国公立</td><td colspan="3">自宅通学　２８万円</td><td rowspan="2">に授業料年額を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="3">自宅外通学　７２万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私立</td><td colspan="3">自宅通学　４４万円</td><td rowspan="2">に授業料年額を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="3">自宅外通学　８７万円</td></tr>
</table>

備考　１　Ａ欄の「⑵就学者のいる世帯であること。」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。

２　Ｂ欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。

３　Ｂ欄の授業料年額とは、在学している学校の申込時における授業料年額（入学金、施設整備費、実習費等を除く。）である。

４　該当する特別の事情が２以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。

（記入例）　給与所得世帯で、父、母、本人（私立大学、自宅外通学）、弟（私立高校、自宅通学）、妹（中学校）の５人世帯、父母の総収入が 8,603,500 円の場合

認定所得金額計算書

申請者氏名　　**見附　太朗**

1　収入基準額の確認

世帯人員	5　人	収入基準額	３８２　万円	・・・a

2　所得金額の計算

父母等の氏名	収入源	ア給与所得の年間**収入**金額	イ給与所得以外の年間**所得**額
見附　父郎	☑給与所得(年金等含む) ☐商・工業・個人経営 ☐農・林・水産業 ☐その他	**6,716,500** 円①	円⑤
見附　母枝	☑給与所得(年金等含む) ☐商・工業・個人経営 ☐農・林・水産業 ☐その他	**1,887,000** 円②	円⑥
		上記合計①＋② **860** 万円③	
③の合計収入金額を基に要項４ページ（２）のアから求めた金額→		給与所得金額 **379** 万円④	上記合計⑤＋⑥ 万円⑦
		所得金額合計④＋⑦ **379** 万円	・・・b

3　特別控除額の計算

A 世帯を対象とする控除

(1)母子又は父子世帯ですか　☑いいえ　☐はい・・・→

(2)就学者のいる世帯ですか　☐いいえ　☑はい・・・↓

控除額	
万円	⑧

就学者氏名	在学校	通学別	控除額	
見附　二郎	国公立・(私立)（学校名）**見附山高校**	(自宅)・自宅外	**４１**　万円	⑨
見附　花子	(国公立)・私立（学校名）**見附山中学校**	(自宅)・自宅外	**１６**　万円	⑩
	国公立・私立（学校名）	自宅・自宅外	万円	⑪
	国公立・私立（学校名）	自宅・自宅外	万円	⑫
	国公立・私立（学校名）	自宅・自宅外	万円	⑬

(3)世帯に障害のある方はいますか　☑いいえ　☐はい・・→　万円 ⑭

(4)世帯に長期療養中の方はいますか　☑いいえ　☐はい・・→　万円 ⑮

(5)主として家計を支える人が単身赴任等で別居していますか　☑いいえ　☐はい・・→　万円 ⑯

(6)この１年間に火災・風水害または盗難等の被害を受けたことがありますか　☑いいえ　☐はい・・→　万円 ⑰

B 本人を対象とする控除

申請者氏名	在学校	通学別	控除額ア	授業料年額イ	控除額計ア＋イ	
見附　太郎	国公立・(私立)	自宅・(自宅外)	**87** 万円	**86** 万円	**173** 万円	⑱

特別控除額合計（⑧～⑱の合計）	**230** 万円	・・・c

4　認定所得金額の計算

b 所得金額 **379** 万円 － c 特別控除額 **230** 万円 ＝認定所得金額 **149** 万円 ・・・d

★収入基準額 a　382 万円　≧　認定所得金額 d　149 万円　なので、
奨学生所得基準を満たしている。

認定所得金額計算書記入上の注意

1　収入基準額の確認
・世帯人員（同一生計の家族の人数）を記入してください。
・別表第１（4 ページ(1)）の表を参照し、世帯人員別の収入基準額を記入してください。

2　所得金額の計算
・父母等（父及び母、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、前記以外の場合は後見人）の収入・所得状況について記入してください。
・収入源欄は、該当するものに☑してください。
・給与所得の場合は①②、給与所得以外の場合は⑤⑥に金額を記入し、それぞれの合計を 2 万円未満を切り捨て、③⑦に記入してください。両方の所得がある場合はそれぞれの欄に記入してください。
・給与所得の場合、①②には給与所得控除前の支払金額（収入金額。年金等含む）を記入してください。
・給与所得の場合、③の金額に奨学生所得基準（２）ア（4 ページ）により計算した給与所得金額を記入してください。
・給与所得以外の場合は、⑤⑥に奨学生所得基準（２）イ（4 ページ）により収入金額（又は売上高）から必要経費を差し引いた金額を記入し、⑦に合計金額（1 万円未満切り捨て）を記入してください。
・a に所得金額合計（④と⑦の合計）を記入してください。

3　特別控除額の計算
・該当するものにチェックをして、「はい」の場合は別表第２（５ページ）によりそれぞれの控除額を記入してください。
・(2) には、申請者本人を除く就学者の氏名、在学校、通学別を記入し、それぞれの控除額を記入してください。
・Ｂの本人を対象とする控除額欄には、本人の氏名、在学校、通学別、授業料を記入し、控除額を記入してください。
・c に特別控除額合計（⑧から⑱までの合計額）を記入してください。

4　認定所得金額の計算
・b 所得金額から c 特別控除額を引いて認定所得金額 d を算出してください。

★収入基準額 a　≧　認定所得金額 d　であれば、所得については選考基準を満たします。

記入例

別記様式第１号（第３条関係）

提出日を記入

奨学金貸与申請書(兼承諾書)

年　月　日

（宛先）見附市長

奨学金の貸与を受けたいので次のとおり申請します。なお、世帯全員の住民基本台帳及び収入・所得状況の調査を必要とする場合は、これを承諾します。

申請者	ふりがな	みつけ　たろう			生年月日	
	氏　名	見附　太朗			平成　〇〇年　△△月　□□日生	
	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町 2-1-1　　電話　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
	在学学校等 （４月時点におけるものを記入）	[国公立]　見附山大学　　専修学校 私　立　　短期大学・大学・大学院 見附　学部　　見附　学科　　課程　　第　１　学年 入学（予定）　７　年　４月　　卒業予定　　１１　年　３月				
	最終学歴 （４月時点におけるものを記入）	学校名　見附山高校				
		令和　７　年　３　月　[卒業]　・　中退				
	貸与希望金額	３０，０００　円（月額）・貸与希望総額　１，４４０，０００　円				
	貸与希望期間	令和　７　年　４　月　から　令和　１１　年　３　月まで				
	これまでに見附市の奨学金の貸与を受けたことの有無	有・[無]	学校名			
		貸与期間　　年から　　年まで		貸与総額　　円		
父母等	氏名	見附　父郎				
	現住所	〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1　　電話　0258-62-1700				

同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	同居又は別居の別	職業・勤務先	年収
		父	見附　父郎	５０	[同居]・別居	会社員　〇〇社	671 万円
		母	見附　母枝	４９	[同居]・別居	パート　△△店	188 万円
					同居・別居		
					同居・別居		
					同居・別居		
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学校名		居所
		本人	見附　太朗	18	[国公]・私　見附山大学		自宅・[自宅以外]
		弟	見附　二郎	15	[国公]・私　見附山高校		[自宅]・自宅以外
		妹	見附　花子	12	[国公]・私　見附山中学校		[自宅]・自宅以外
					国公・私		自宅・自宅以外
					国公・私		自宅・自宅以外

奨学金貸与申請書等記入上の注意

奨学金貸与申請書

1　申請者は、学生本人になります。
2　「在学学校等」の欄について、進学先が決定していない場合は志望校を記入してください。進学先が確定したら、すみやかに連絡をお願いします。
3　選択肢がある欄は、〇で囲んでください。
4　「同一生計の家族」とは、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族をいいます。また、父母等で勤務地の関係で別居している者、就学または病気療養等のため一時別居している者、主として扶養している別居の祖父母は同一生計の家族とします。
5　「同一生計の家族」欄の「続柄」は、申請者本人から見た関係を記入してください。
6　「同一生計の家族」欄の「就学者」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、専修学校高等過程、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院等に就学している者をいい、予備校、各種学校等は含みません。
7　印鑑は、申請者本人と父母等のものは別にしてください。

奨学生推せん書

「奨学生推せん書」は、卒業した学校または在学する学校から記入してもらってください。

所得金額及び特別控除額の算出に必要な証明書類

1　父母等の前年分の源泉徴収票または確定申告書等の写し
※父及び母、母子世帯の場合は母、父子世帯の場合は父、前記以外の場合は後見人のもの。
※前年の所得の申告をしていない人は、市役所市民税務課で所得申告を行ってください。

2　特別控除額のうち、証明書類が必要なものは以下のとおりです。
（1）障害のある人がいる世帯
障害者手帳の写し等
（2）長期療養者がいる世帯
療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近３ヶ月分の領収書等の写し（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの）。ただし、診療代、治療代、医薬品等に限る。食費等は対象としません。
※長期療養者とは、申込現在で６ヶ月以上にわたる期間療養中または療養を必要とする人です。
（3）主として家計を支えている人が別居している世帯
別居のために特別に支出している金額にかかる直近３ヶ月分の領収書等の写し（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの）。ただし、７１万円を限度とし、居住費、光熱水道費に限る。食費等は対象としません。
（4）火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯
・被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの
・修繕費用の領収書等。未修繕の場合は見積り書
・保険や公的支援を受けた場合は、その金額のわかる書類

申請書様式

挟み込みのものを使用するか（コピー可）、見附市のホームページからダウンロード・印刷して記入してください。

ホームページ URL：

https://www.city.mitsuke.niigata.jp/site/kyikuiinnkai/2607.html